

岡山市高齢者・子どもの見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、事業活動を通じて高齢者や子どもと接することの多い協力事業者等と連携することにより、高齢者や子どもの異変等を早期に発見し、適切な支援を行うなど、地域での見守り体制を確保し、高齢者や子どもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者等 通常業務において高齢者と子どもの異変等を発見することが可能な民間事業者や団体であって、本事業の趣旨に賛同し、第5条第3項の規定による登録申し込みを行い、市から登録決定を受けた事業者等をいう。
- (2) 高齢者 市内に在住する満65歳以上の者をいう。
- (3) 子ども 市内に在住する18歳未満の者をいう。

(事業主体)

第3条 この事業の事業主体は岡山市とし、本事業を実施する。

(事業内容)

第4条 協力事業者等は、通常業務の中で高齢者や子どもの見守りを行い、異変等が発見した場合は、市があらかじめ指定する関係機関へ情報の提供を行う。ただし、緊急性があると判断した場合は、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

2 市は、協力事業者等から、前項に規定する情報の提供があった場合には、市の責任において適切に取り扱うものとし、地域包括支援センターや地域子ども相談センターなど、その他の関係機関と連携し、必要な支援や対応を行うものとする。

(協力事業者等)

第5条 協力事業者等は、市内に事務所等を置き、かつ市内において通常業務を行い、高齢者と子どもの見守りが可能な事業者等であること。

2 次の各号に掲げる事業者又は業種は、協力事業者として登録できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び岡

山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者

(3) その他市長が協力事業者として不相当と判断した事業者

3 この事業の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする事業者等は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項に規定する申込書が提出されたときは第1項及び第2項に規定する要件を審査し、登録の可否を決定し、登録決定（却下）通知書（様式第2号）により決定の内容を通知する。

5 市長は、前項の規定により登録の決定を行った場合は、登録事業者等の情報を記載した協力事業者等台帳（様式第3号）を作成し、市のホームページ等で公表するものとする。

6 市長は、協力事業者等が辞退届（様式第4号）により登録の解除を申し出たとき、又は協力事業者等として不相当と認めたときは、解除通知（様式第5号）により登録を解除するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第6条 市及び協力事業者等は、個人情報の取り扱いに関し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、適切かつ必要な措置を講じるものとする。

2 協力事業者等は、事業の実施により知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。この事業の協力事業者等でなくなった後も同様とする。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

2 この要綱の施行の前に、高齢者と子どもの見守り活動支援に関する協定により、見守り活動を実施している事業者については、第5条第4項の登録の決定を受けた事業者と見なす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。